

青森県報

第四百七十三号

令和四年
六月十七日
(金曜日)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……一
- 保安林の指定……………(林政課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……二
- 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第五条第六項の規定による公示……………(地域活力振興課) ……二
- 令和四年度新型コロナウイルス感染症患者移送業務委託に係る一般競争入札……………(保健衛生課) ……三
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……四
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……六
- 危機管理システム購入に係る一般競争入札……………(警察本部 会計課) ……六

告 示

示

青森県告示第三百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和四年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひまわり薬局城東店	弘前市大字福村字新館添一一	令和 四・七・一

青森県告示第三百五十九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

令和四年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地		
堀井 高文	医療法人十和田東クリニックス	十和田市大字三本木字里ノ沢一の五六	整形外科(肢体不自由)	令和 四・七・一

青森県告示第三百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和四年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
東津軽郡平内町大字内童子字山下七〇
- 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百六十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和四年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
八戸市新湊一丁目一五の八 有限会社 長宝漁業 八戸市大字白銀町字大沢頭一九の三 有限会社 興富丸漁業	八戸第一区域 八戸みなと漁業協同組合の地区のうち、八戸市の区域	総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業及び総トン数二

及び市川漁業協同組合の地区	十トン以上百トン未満の漁船により行うまき網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
うち甲の地区市川漁業協同組合の区域	
うち乙の地区甲の地区を除く区域	

青森県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和四年七月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道薬研佐井線	むつ市大畑町赤滝山国有林一〇七四林班と小 班から 下北郡佐井村大字佐井字古佐井川目八一の一 八まで	令和四・六・一七

公 告

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第五
条第六項の規定による公示

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元
年法律第六十四号）第五条第五項の規定による変更の届出があつたので、同条第六項

の規定により次のとおり公示する。

令和四年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		特定地域づくり事業協同組合
		名称	住所	
協同組合	人材サ ポート なんぶ	三戸郡南部町大字斗賀字上平一三の三二	三戸郡南部町大字斗賀字上平一三の三二	特定地域づくり事業所
		代表者の氏名	名称	所在地
		又山本一	協同組合	三戸郡南部町大字斗賀字上平一三の三二
			名称	所在地
			協同組合	三戸郡南部町大字斗賀字上平一三の三二
				年月日
				令和四年六月十七日

令和四年度新型コロナウイルス感染症患者移送業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和四年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる役務（以下「調達案件」という。）に係る調達とする。

(一) 調達件名

令和四年度新型コロナウイルス感染症患者移送業務委託

(二) 調達概要

新型コロナウイルス感染症患者移送業務

予定数量

一台

2 調達案件に要求する仕様等は、入札説明書による。

二 委託期間

契約締結日から令和四年九月三十日まで

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 過去三年の間に、その種類及び規模が同程度の業務の実績を有する事業者であること。

3 新型コロナウイルス感染症患者の自宅等から県が指定する青森県内の宿泊療養施設及び医療機関に患者を移送できること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和四年六月二十七日までに青森県健康福祉部保健衛生課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課

電話 〇一七―七三四―九二八四

4 提出部数

一部

五 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課

電話 〇一七―七三四―九二八四

なお、令和四年六月十七日から同月三十日までの間において青森県健康福祉部保健衛生課ホームページからダウンロードできる。

URL: <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/index.html>

六 入札の日時及び場所

1 日時

令和四年七月一日 十時

2 場所

青森市長島一丁目一の

青森県庁舎北棟二階B会議室

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

九 落札者の決定方法

入札説明書の要件要求を全て満たした者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ことがある。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が三に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十二 入札書記載金額等

1 本件は単価契約とする。

2 入札金額は、入札者が設定する単価とする。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十三 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 当該調達案件に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

青森県健康福祉部保健衛生課

青森市長島一丁目一の

5 その他 詳細は入札説明書による。

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和四年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
一 上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の	田	一、一〇〇
二 上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の	田	三、二二九

上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の一	田	一、九四二
--------------------	---	-------

二 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在である。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の一	令和四年八月	二年	九八、〇〇〇円
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の一	令和四年八月	二年	二八八、〇〇〇円
上北郡七戸町字舟場向川久保四四一の一	令和四年八月	二年	一七四、〇〇〇円

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年七月一日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、鬼沢地区の県営土地改良事業（通作条件整備事業（一般））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年六月二十日から同年七月十五日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大鰐地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して

六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年六月二十日から同年七月十五日まで

三 縦覧の場所

大鰐町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、森山区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年六月二十日から同年七月十五日まで

三 縦覧の場所

大鰐町役場

危機管理システム購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六の規定により公告する。

令和四年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

危機管理システム 一式

二 納入期限

令和五年一月三十一日

三 納入場所

青森県警察本部

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一

又は、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号の一のいずれかの規定により、電気・通信機器類の販売についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくは

これに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を提出し、その内容が適正な者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和四年七月十三日までに青森県警察本部会計課に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限

令和四年七月二十八日 午前九時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部五階会議室

令和四年七月二十八日 午前九時三十五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

契約金額百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除することとする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

1 落札決定の日から七日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約を締結することとする。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって契約金額とする。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased: Crisis Management System, I set
- 2 Place of delivery: Aomori Prefectural Police HQ
- 3 Delivery deadline: January 31th, 2023
- 4 Time limit for tender: 9:30 A.M July 28th, 2022
- 5 Contact point for the notice: Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

(発行者・発行人)
青森市長 島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円